

「特別秘密」概念の問題と課題

——「秘密保全法案」の争点として——

松 村 昌 廣

目 次

はじめに

1. 「秘密保全法案」の背景と焦点
 - 1) 背景と必要性
 - 2) 秘密保全法案の焦点
 - 3) 争点
2. 米国における秘密保全法制史の概略
3. 大日本帝国憲法体制下における秘密保全法制史の概略
4. 日本国憲法体制下における秘密保全法制史の概略
5. 今後の秘密保全法制整備における課題

キーワード：秘密保全法案，特別秘密，比較法制史，
国防保安法，スパイ防止法案

はじめに

2012年（平成24年）、民主党政権・野田内閣は政府有識者会議の報告書「秘密保全のための法制の在り方について」（2011年8月、菅内閣の下で作成）に基づき、一旦国会に「秘密保全法案」（仮称）を提出する方針を固めた⁽¹⁾。しかし、野田内閣は与野党、日本新聞協会、日本弁護士連合会など「国民の知る権利や報道の自由を侵害する恐れがある」との強い反対に遭い、同法案の提出を断念した⁽²⁾。そこで本稿では、こうした秘密保全強化に要する立法措置の是非を比較法制史的な観点から論じてみたい。

まず、本稿では政府が同法案の制定によって秘密保全の強化を急いだ背景を押さえた上で、新たな「特別秘密」の概念を既存の法律における「秘密」と対比させながら、現時点での賛否両論の要点を紹介し、その争点を明らかにする。

次に、比較法制史的な観点から「特別秘密」を評価するために、米国における秘密保全法制の特徴をその拡大と強化の変遷に焦点を絞って掴む。米国は建国以来二百四十年余り民主制を一貫してとっており、政府の秘密保全強化は「国民の知る権利」や「報道の自由」と緊張関係にある。とりわけ、第一次世界大戦を契機に、外交・安全保障分野における秘密保全法制が構築されはじめ、第二次世界大戦後、米国が覇権国となると、冷戦を凌ぐため同法制は急激に拡大・強化された。その結果、米国の秘密保全法制は世界において主要なモデルの一つとなった一方、民主制の制約と情報保全の要請の相克を捉え、指針を得る上で、格好の事例を提供している。

さらに、米国の秘密保全法制の変遷におけるパターンがどの程度日本に当て嵌まるかを観るため、大日本帝国憲法体制下における秘密保全法制の変遷と日本国憲法体制下における同法制の変遷を各々分けてその特徴を捉える。いうまでもなく、第二次世界大戦敗北の結果、前者が一旦完全に解体された後に後者が構築されたため、両者の間には断絶がある。したがって、米国のケースと戦前・戦後の日本のケースと対比することで、今次

「秘密保全法案」によって意図された秘密保全強化の立法措置案がどの程度そうしたパターンに沿ったものか或いは逸脱したものか捉えることができるだろう。

最後に、こうした分析を踏まえて、秘密保全法制のあるべき強化策を論じる。

1. 「秘密保全法案」の背景と焦点

1) 背景と必要性

最近十年余り、わが国では急速にコンピューター通信技術が発達するなか、企業から頻繁に重要な技術情報や個人情報漏洩・流出する一方、政府からも防衛分野や公安分野において看過できない秘密漏洩が多発してきた。⁽⁴⁾ こうした流出はわが国の外交・安全保障政策、とりわけ日米同盟に多大な損害を与えるとの懸念から、2006年、自民党政権は内閣に内閣官房長官を議長とする「情報機能強化会議」と「カウンターインテリジェンス推進会議」を設置し、翌2007年8月には「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を決定し、閣議口頭了解の形で「基本方針」を着実に実施するとした。その後、内閣情報会議を再編し、内閣情報分析官と（内閣情報調査室の下に）カウンターインテリジェンス・センターを設置し、2009年には法律の改正を伴わない行政措置として「特別管理秘密に係る基準」を定めた。

他方、中東を中心とした国際テロの継続、中国の台頭、米国の相対的凋落に直面するなか、2007年8月、自民党政権（当時、安倍内閣）は諜報協力を介して日米同盟を強化しようとする間に軍事情報包括保護協定（GSOMIA: General Security of Military Information Agreement）を締結した。⁽⁵⁾ この行政協定は相互主義の形式をとっているが、米国の圧倒的な情報量とその充実した国内情報保全法制を踏まえると、実質上米国から日本への軍事秘密情報の提供を促進するため、日本の軍事情報の保全水準を米国の基準に沿って向上させるべく、そのために必要な米国の一般原則、手続

き、主要概念などを日本が受け入れる旨を約したものである。とはいえ、実際に秘密保全がなされるか否かはわが国の国内法制が十分整備されるかどうかにかかっており、その意味において何らかの立法措置が必須となっていた。⁽⁶⁾ 政権交替から約二か月後の2009年11月、民主党新政権（当時、鳩山内閣）は「日米首脳会談において、情報保全を含め日米間で安保分野での協力を強化し、同盟深化のための協議プロセスを開始することで一致」した。さらに、2010年11月（当時、菅内閣）には、秘密保全に関する日米協議枠組み（BISC: Bilateral Information Security Consultation）が設置され、ますます国内立法措置をとる必要性が高まっていたと推定される。⁽⁷⁾

当初、民主党政権は必ずしも自民政権末期に積極的に進められた秘密保全体制の強化政策を引き継いでいなかったが、菅内閣は2009年秋の海上保安庁尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件の結果、急遽、強化政策を推進し始めた。当該映像は実質的には秘匿されねばならないものではなく、当初秘密指定されていなかったところ、後日内閣の判断で秘密指定（つまり、形式秘）にされた。結局、この事件は犯罪の定義や罰則の重さの点で、わが国の法制が秘密情報の漏洩を十分抑止できないことを露呈させ、菅内閣は2010年12月には「政府における情報保全に関する検討委員会」を、2011年1月にはその下部機関として「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者委員会」を設置した。2011年8月には、同「有識者委員会」は新たに「特別秘密」を定義するとともに、秘密情報の漏洩に対する罰則強化を提案する報告書を内閣に提出した。この報告書が「秘密保全法案」の骨子となった。

2) 秘密保全法案の焦点

上記「有識者委員会」の「報告書」によれば、⁽⁸⁾ 「特別秘密」は①国の安全②外交③公共の安全及び秩序の維持に関する情報の中で、国の存立にとって重要であり且つ厳格な保全対象とすべき情報をいう。さらに、「特別秘密」は「別表等であらかじめ具体的に列挙した上で」、「高度の秘匿の必要性が認められる情報を限定する趣旨が法律上読み取れるように規定」して

おかねばならないとしている⁽⁹⁾。

「報告書」は秘密漏洩を防ぐために厳格な人的管理及び物的管理だけでなく、厳しい罰則によって漏洩行為の抑止も求めている。具体的には、処罰対象を「自己の業務上の権限や地位に基づき特別秘密を知る者」、「業務により特別秘密を取り扱う者」（以下、「業務取扱者」）が故意に漏洩行為を行った場合、「5年または10年以下の懲役」と「罰金刑の併科」を考慮すべきと提言している。また、業務取扱者が過失によって秘密漏洩した場合には、保全責任を怠ったとの理由で相応の処罰が妥当としている。さらに、管理業務侵害または詐欺行為により「特別秘密」を取得した者（以下、「特定取得行為者」）にも、業務取扱者による故意の漏洩と同様の処罰を科することを求めている。さらに、「特別秘密」の漏洩に関する未遂、共謀、独立教唆、扇動の周辺の行為を犯す者に対しても相応の処罰を科することが妥当だとしている⁽¹⁰⁾。

現行法制と「秘密保全法案」の差異は、前者が国の安全に関する秘密漏洩に対してのみ比較的十分な厳罰を科している一方、後者が国の安全に関してだけでなく、外交や公共の安全及び秩序の維持に関する秘密漏洩に関しても厳罰を科すことを可能とする点にある。現行法では、表1「我が国の現行法制における守秘義務等」にあるように、防衛分野の秘密保全法制が比較的整っているだけで、その他には国家公務員法等しかない。つまり、外交分野及び公安分野の秘密情報は、たとえその漏洩がいかに国益を害したとしても、罰則は1年以下の懲役又は5万円以下の罰金（国家公務員以外の者は、3万円）にしか過ぎず、十分な抑止力を及ぼしていない。他方、米国から供与された装備品等に関する特別情報秘密⁽¹¹⁾を漏洩した場合や合衆国の軍隊の機密⁽¹²⁾を漏洩した場合には、最高で懲役10年が科されるが、わが国固有の防衛秘密の漏洩には最高でも懲役5年が科されるにすぎない。つまり、秘密保全法制が比較的整っている防衛分野でも、米国・米軍に関連する秘密情報の漏洩に関しては厳罰が科されているが、防衛省・自衛隊関連⁽¹³⁾の防衛秘密に関しては同様の厳罰は科されていない。

表1 「我が国の現行法制における守秘義務等」

我が国の現行法制における守秘義務等

	職務上知ることのできた秘密 (国家公務員法等)	防衛秘密(自衛隊法)	特別防衛秘密(MDA法)	衆参両院の機密(刑事特別法)
漏えい	① 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	① 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以上の懲役】	① 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ② 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】	① 通常不相当方法によらなければ探知・収集できないもの漏えい 【10年以下の懲役】
過失犯	-	② 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の懲罰又は3万円以下の罰金】	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲罰又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・保有した者 【1年以下の懲罰又は3万円以下の罰金】	-
探知・収集	-	-	⑥ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的又は不相当方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	② 衆参両院の安全を害すべき用途に供する目的又は不相当方法による探知・収集
周辺的行為	② 漏えいの企て、命争、故意の密録、そのほかし、ぼう助 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	③ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいの共謀・教唆・せん動 【3年以上の懲役】	⑦ ①・②の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【5年以上の懲役】 ⑧ ⑥の探知・収集の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 ⑨ ③の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【3年以上の懲役】	③ ①・②の陰謀・教唆・せん動 【5年以上の懲役】
報復	国家公務員法第108条第12号、第111条、外務公務員法第3条・第7条、自衛隊法第118条第1項第1号・第2項、地方公務員法第60条第2号・第62条)	自衛隊法第122条	日本相互防衛援助協定等に伴う防衛保護法第3条・第5条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び互恵経済条約第六条に基づく他国及び凶悪犯罪に日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法第6条・第7条

情報保全の在り方に関する有識者会議 (第2回) 説明資料, 2009年8月24日,
 <<http://www.cas.go.jp/ip/seisaku/hozen/090824/siryou.pdf>> 6頁, 2012年9月10日アクセス

3) 争点

「秘密保全法案」に対する賛否両論は外交・安全保障分野において秘密が存在するのは当然であるとの前提を共有しており、「秘密保全法がないために同盟国から『日本に情報を渡すと漏れる』と信用されない。外国のスパイが暗躍し、国防に関する機密や日本経済を支えてきた先端技術は盗まれ放題、サイバーテロの危機にさらされ、大いに国益を損ねている」と語る賛成論者の大森義男氏（元内閣情報調査室長）の見解に特段の異論はないと思われる。争点は、「同法案」の早期成立のメリット・デメリット、とりわけ「同法案」と「国民の知る権利」、「報道の自由」との関係、つまり秘密保全の要請と民主制の制約との緊張にある⁽¹⁴⁾。

日本弁護士連合会は「秘密保全法制に反対する会長声明」（2012年1月11日）を⁽¹⁵⁾発し、その後さらに詳細な「秘密保全法制に反対する決議」（2012年5月25日）を採択した。⁽¹⁶⁾「会長声明」は「規制の鍵となる『特別秘密』の概念が曖昧かつ広範であり、本来国民が知るべき情報が国民の目から隠されてしまう懸念が極めて大きい。また、罰則規定に、このような曖昧な概念が用いられることは、処罰範囲を不明確かつ広範にするものであり、罪刑法定主義等の刑事法上の基本原理と矛盾抵触するおそれがある」としている。前述した「（有識者会議）報告書」は「厳格な保全対象とする情報は特に必要性が高いものに限られるべきであるから、…特別秘密に該当しうる事項は更に限定する必要がある」としている。その上で、「報告書」は「特別秘密に該当しうる事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくことが適当である」と結論している。罪刑法定主義からすれば、「特別秘密」の具体的内容を条文中でなくとも別表で規定しておれば許容の範囲内である。例えば、防衛秘密の漏洩に関してはこの形式を用いており（自衛隊法第96条2別表）、別表が十分なものであれば罪刑法定主義に反しないといえる。しかし、報道によれば、別表の検討作業が遅れており、民主党（与党）内でも法案提出に慎重論が強かった。⁽¹⁷⁾

さらに、「特別秘密」を規定する秘密保全法制が整ったところで、当局は当該秘密情報を裁判の審理過程において公開するデメリットと漏洩者を裁くことによる抑止力とを考量して、起訴しないことも十分ありえる⁽¹⁸⁾。また、「会長声明」にあるように「国家公務員法等の現行法制でも十分に対応できる」とは必ずしも言えなくとも、公務員に対しては懲戒免職（退職金を支払わない）、民間人や法人に対しては契約違反・損害賠償請求により経済的制裁を加えることで、秘密漏洩に対する抑止力をかなりの程度高めることは可能である。これらの点を併せて考えると、今次「秘密保全法案」の国会提出を見送ったことは妥当だったといえる。

社団法人日本新聞協会は「秘密保全法案」が「知る権利」を侵害すると強く反対している。2011年11月29日、同協会は政府の「情報保全に関する検討委員会」委員長である藤村修官房長官に対して『「秘密保全法制」に対する意見書⁽¹⁹⁾』を提出した。その中で個人情報保護法（2005年）に対する過剰反応を例に挙げて、「特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われる恐れがある」と指摘している。つまり、「特別秘密については実質秘であることを前提に、要式行為たる指定行為により保全対象たる秘密の外縁を明確化し、その範囲で厳格な管理」を行えば、「機密指定の権限は、特別秘密の作成・取得の主体である各行政機関等に付与」しても大丈夫とする有識者会議「報告書」の見解⁽²⁰⁾には否定的である。

この点、法案賛成派の大森氏は情報公開法と秘密保全法を組み合わせ「守らねばならない機密があるという前提に立ち、…いかに公開していくか」民主的な手続きを考えればよいとしながらも、時の政権が恣意的に秘密情報を指定してしまう可能性を排除できないと認める。その対策として、大森氏は『「特別秘密」に指定する範囲と妥当性を審議する委員会を国会に作り、異議があった場合には裁判所（司法）が判断を下す道を作っておけば、その危険性はかなり排除できる」との立場をとっている。「（有識者会議）報告書」には、こうした提言はない。）これに対して、ジャーナリストの立場から、安河内龍太氏は「法的な枠組みは作れても、現実問題と

して、そんな悠長なやり方で喫緊の情報に対応できるのか。結局は、政府の少数の人間に判断を委ねることになる可能性が高い」とし、海上保安庁尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件（2009年秋）や福島第一原発事故に関する情報管理を踏まえて、情報公開に関して、現在国民には政府への信頼感はなく、今は秘密保全法を制定する時期ではないと主張する。⁽²¹⁾ 他方、大森氏は、秘密保全法制が整備されていないため情報開示の明確な基準が存在せず、「官僚はすべての情報を隠そうと（し）、メディアはそれをあら探しのようにして暴こうとし、バレれば追認するという繰り返し」であったと捉える。⁽²²⁾ 大森氏の視点からは、「特別秘密」を規定する秘密保全法制の整備こそが高い水準の情報開示に繋がる。秘密指定の濫用防止問題は今後の争点として残るだろう。

日本新聞協会、日本弁護士連合会の双方とも「秘密保全法案」が「報道の自由」を侵害すると強い懸念を示している。例えば、日本新聞協会「『秘密保全法案』に対する意見書」は「(秘密漏洩に対する) 厳罰化は、公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に委縮」させ、「(公務員らが) 報道機関の取材に応じなくなる可能性」を指摘する。公務員が取材に積極的に応じるためには、単に法制上、秘密と公開情報の分類が明らかであるだけでは十分ではなく、実際公開情報がふんだんにある状態、さらに言えば、秘密指定の情報をできるだけ限定しなければ真に有効な秘密保全は困難であるとの認識に基づいて、そのような状況と実践を是とする組織文化が官僚組織のなかに根付いていなければならない。したがって、情報公開を強化せず、秘密保全法制だけを強化しようとする今次「秘密保全法案」は結果として「報道の自由」を害する虞がある。

さらに、「(有識者会議) 報告書」は「正当な取材活動など本来許容されるべき行為が捜査や処罰の対象とされるおそれはない」としている。⁽²³⁾ 日本弁護士連合会も日本新聞協会もこの見解を受け入れていない。「報告書」は「取扱業務者等による漏えい行為の処罰では抑止できない（「特別秘密」の）取得行為」として、①「財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得

する場合」②「欺罔により適法な伝達と誤診させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業者等から特別秘密を取得する場合」に限定しているため、懸念の余地はないように思われるが、日本新聞協会「意見書」は「（「秘密保全法案」は）特別秘密を漏えいするよう働きかける行為を処罰対象とするとしており、報道機関の取材が漏えいの『教唆』『そそのかし』と判断される可能性も捨てきれない」また「運用次第では通常の取材活動も罪に問われかねない」と強い警戒感を示している。こうした懸念を払拭するには、正当な取材活動は禁止行為にはあたらない旨又は刑法第35条に定める正当業務行為に該当し違法ではない旨の明文規定が必要であろう。

以上の争点を抱えた「秘密保全法案」は時期尚早であったと言えるが、それではどのような環境や条件を整えば、期が熟したといえるのか。また、どのような修正が必要であるのか。この点を明らかにするために、まず米国における秘密保全法制史の概略とこの分野における一般法・規定の存否やその試みを調査する。次に同様の視点から、大日本帝国憲法体制下と日本国憲法体制下のケースについても調査する。

2. 米国における秘密保全法制史の概略

米国が初めて制定した秘密保全法は第一次世界大戦勃発の少し前、1911年刑事スパイ法（Criminal Espionage Act of 1911）であり、その中で政府が認めていない国防情報の収集、取得、伝達を罰することを規定した。第一次世界大戦勃発後の必要に迫られ、1917年にはスパイ法（Espionage Act of 1917）が制定され、詳細に犯罪行為が規定された。これによって厳罰化が実現され、戦時のスパイ行為に関する条項も付け加えられた。その後、第二次世界大戦勃発が間近に迫った1938年、スパイ法（Espionage Act of 1938）が制定され、大統領に対して秘密指定が必要な陸海軍の施設と装備を決定する権限を与え、それらの施設や装備の写真、スケッチ、描写を行うことを犯罪として規定した。⁽²⁴⁾

第二次世界大戦後、米国は超大国となり冷戦に突入したため、安全保障関連の国家秘密は数・量ともに爆発的に増大した。1946年には、核技術に関する秘密を保全する原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act of 1946) が制定された。1951年には、発明秘密法 (Invention Secrecy Act of 1951) が制定され、これによって公開されれば国の安全保障を害する特許は国の秘密に指定できることとなった。さらに、1954年原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act of 1954)⁽²⁵⁾ が制定され、核エネルギーと核兵器に関する情報を秘密に指定した。

このような経緯で拡大・強化されてきた米国の秘密保全法制は現在では合衆国法典のさまざまな部分に個別の保全対象ごとに刑罰が規定されている。具体的には、軍事情報の収集・伝達・紛失 (合衆国法典第18編第37章第793条)、外国政府に対する軍事情報の収集・伝達 (同第794条)、軍事施設の写真撮影・スケッチ (同第795条)、航空機による軍事施設の写真撮影 (同第796条)、軍事施設写真の出版・販売 (同第797条)、コード・暗号・暗号解読装置の仕様・外国政府の通信活動に関する通信諜報に関する秘密情報の漏洩 (同第798条)、外交暗号・通信 (同第45章第952条)、コンピューター接続における詐欺及び関連活動 (同第47章第1030条)、秘密文書及び資料の許可されない除去・保有 (同第93章第1924条)、核エネルギーに関する制限情報の伝達 (同第42編第23章第2274条)、秘密エージェントを特定する情報 (同第50編第15章第421条)、連邦政府の官吏及び職員による秘密情報の伝達 (同第50編第23章第783条)⁽²⁶⁾ などがある。つまり、米国の秘密保全法制の特徴は全体を包括するような一般法ないし広範な内容の規定は存在せず、個別の情報分類において具体的に秘密保全対象を明示した上で個別の条文で犯罪構成要件を規定している。もっとも、こうした厳格なポジティブ・リスト方式では、秘密保全法制システムが全体として煩雑になるだけでなく、社会情勢や技術進歩などによって既存の条項で対処できない秘密漏洩が生じうるという意味で潜在的リスクを抱える。

当然、こうしたリスクを回避しようと、一般法の制定ないしは広範な保全対象を包含しうる規定を設けようとの強い誘因が作用し、実際最近では

クリントン大統領が拒否権を発動して葬り去った米下院法案（H. R. 4392）、2001年秘密情報保護法案（The Classified Information Protection Act of 2001）にその典型を見ることができる。同法案は合衆国法典第18編第37章798条Aに以下の条文を挿入するとしていた。

如何なるアメリカ合衆国の官吏または職員、如何なる合衆国の退職した元官吏または元職員、秘密情報に対して正規のアクセス許可を有する如何なる者、または以前正規のアクセス許可を有していた如何なる者が、自己の秘密情報に対するアクセス許可の結果知得した如何なる秘密情報であっても、当該秘密情報に対してアクセス許可を持たない合衆国の官吏または職員以外の第三者が当該秘密情報に対してアクセス許可を持たないことを知っているにも係らず、そのような第三者に対して当該秘密情報を漏洩したまたは漏洩しようとした場合、この条文により罰金刑と禁固三年以下の懲役に科す。

つまり、これは秘密情報の内容を具体的に指定することなく、どのような秘密情報であっても正規のアクセス許可がない如何なる者に対して秘密情報を漏洩することもしくは漏洩しようとすることを犯罪とする規定案である。この改正案が秘密情報の漏洩、とりわけ既存の秘密保全法制においてスパイ（espionage）として処罰されないリークを念頭に置いているのは明らかである。この条文案は秘密漏洩罪の成立には単に当該情報が当局によって秘密指定されていることだけを必要とするのであるから、政府がリーク事件を起訴する際、既存法制においてスパイ罪関連条項が求める「秘密情報の漏洩により国家の安全保障を害する意図」の存在を証明する要件をなくすることができる。（典型的には、合衆国法典第18編第37章第793条(a)「アメリカ合衆国を害する又は外国を利する為に用いられると信じる意図もしくは理由により（“…with the intent or reason to believe that the information is to be used to the injury of the United States, or to the advantage of any foreign nation…”）」。）つまり、今次のわが国の「秘密保全法案」における「特別秘密」と基本的に全く同じ特徴を持つといえる。

2001年秘密情報保護法案に拒否権を発動するに際して、クリントン大統領（当時）は下院に対する書簡において「法案の意図はよしとしても、条

文は過度に広範であり、必要もないのに民主制をとる国家において核心的重要性を有する正当な活動を台無しにする (“Although well intentioned, that provision is overbroad and may unnecessarily chill legitimate activities that are at the heart of a democracy.”)⁽²⁷⁾)と拒否理由を説明した。要するに、今次「秘密保全法案」に対して日本弁護士連合会や日本新聞協会が反対したのと同様に、同大統領は深く秘密保全の重要性を認識しつつも、「知る権利」や「報道の自由」など民主制に不可欠の条件を十分維持することを優先したのである。さらに言えば、クリントン政権の後、2期8年間続いたG.W.ブッシュ政権は9・11同時多発テロ、アフガン反テロ作戦、イラク攻撃・占領と外交・安全保障分野で非常に強硬な政策をとり続けたが、この間、再び2001年秘密情報保護法案と同様の法案が成立することはなかった。このことは、米国において秘密保全法制の強化は民主制の枠組みの中で行い、前者が後者を害することは受け入れないとの考えが主流を占めていることを示している。

歴史的に見れば、米国の秘密保全法制は第一次世界大戦を契機に生まれ、その後第二次世界大戦、冷戦を経て今日の充実した内容に発展してきた。ただし、それは何かグランド・デザインがあってそうなったのではなく、国際安全保障環境の変化、国内政治的・経済的変容、技術変革などに適応・対処するために、法制を個別分野で個別具体的に積み上げ式に整備した結果出来上がったものである。したがって、形式的には秘密保全関連条項が合衆国法典のなかに散在する形となっており、秘密保全のための一般法や内容が広範で曖昧な包括的な規定は存在していない。もちろん、こうした状況を脱局して一般法の制定に向けた動きは存在してきたが、9・11以後この十年余り準戦時であったにも係らず、そうした動きは民主制を害するものとして排されてきた。

3. 大日本帝国憲法体制下における秘密保全法制史の概略

旧憲法下の秘密保全法制は1869年(明治2年)に出版条例⁽²⁸⁾が「政務ノ機

密」の処罰規定を設けたことに始まるが、本格的な整備は日清戦争後、1899年（明治32年）制定の要塞地帯法と軍機保護法までまたねばならなかった。軍機保護法は「軍事上ノ秘密ト称スルハ作戰、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件ヲ謂ウ」（第一条第1項）、「前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範囲ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム」（同条第2項）として、軍事情報に限定して秘密の対象と指定の方法を定めた。さらに、これを受けて陸海軍は各々軍機保護法施行規則を定めた。また、注目すべきは、軍機保護法は重罪を科すためには、秘密漏洩が「軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ之ヲ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄スル目的」（同法第二条第2項、第三条第2項、第四条第2項）に基づいてなされたことを証明せねばならなかった点である。これらの立法措置によって、軍事秘密の保全に関して体系的な一般法が制定されたといえる。（もともと、裁判所が個別具体的な軍事情報を秘密に該当するかいなか認定する専門知識・能力を有するかは多分に疑問があった。というのは、検事や裁判官にとっては実際には何が軍事機密にあたるか否か、その判断が困難であって、多くの場合、軍に照会してその回答に依存していた。つまり、形式上、裁判所に何が軍事秘密にあたるかの認定権があったといっても、事実上の認定権は軍にあったと言わねばならない。⁽²⁹⁾）その後、日露戦争後の1907年（明治40年）には刑法が、1908年（明治41年）には陸軍刑法と海軍刑法が制定され、この段階で旧憲法下の秘密保全法制は軍事分野に限られた形で一応その整備が完了したといえる。

ところが、日本を取り巻く国際安全保障環境が急激に悪化すると、1937年（昭和12年）に軍機保護法が秘密指定対象を拡大する形で改正され、1938年（昭和13年）には総力戦遂行のために国家のすべての人的・物的資源を政府が統制運用できるように国家総動員法が制定された。これに続いて1939年（昭和14年）には軍用資源秘密保護法が制定された。軍機保護法がその保全対象を作戰、用兵、動員、出師、その他兵器などの軍事上の秘密に限定していたのに対して、同法は総力戦に必要な軍事資源・物資を新たに含めることによって、秘密指定の対象を著しく拡大した。

さらに、大東亜戦争（太平洋戦争）直前の1941年（昭和16年）には、国防保安法が定められた。同法は①業務に因り知得・領有した「国家機密」の外国漏泄・公表（第三条）②「国家機密」の外国漏泄・公表を目的とする探知・収集（第四条第1項）③外国漏泄・公表を目的として探知・収集した「国家機密」の外国漏泄・公表（第四条第2項）④偶然の原由に因り知得・領有した「国家機密」の外国漏泄・公表（第五条）⑤業務に因り知得・領有した「国家機密」の第三者への漏泄（第六条）⑥業務に因り知得・領有した「国家機密」の過失による外国漏泄・公表（第七条）の処罰規定を新たに設けるとともに、死刑を含む重刑を科した。

特に注意を要する点は、国防保安法が御前会議、枢密院会議、閣議、帝国議会秘密会議など特定された重要な国務だけでなく、広く外交、財政、経済に関する重要な国務も秘密指定の対象としたことである（同法第一条）。つまり、国防保安法の「国家機密」はその範囲が不明確であり且つ限定されておらず、その解釈・認定に関して裁判所に委ねることになっていた。しかし、裁判所が外交、財政、経済、その他の重要な国務における個別事項が国家機密にあたるかを認定する能力を有するかどうか甚だ疑わしかった上に、記者の送信が「外国諜報」であるとの判決が確定するような有様であったから、国防保安法に関する事件に関して言えば、司法は正常に機能していなかった。⁽³⁰⁾

旧憲法下における秘密保全法制は米国とそれと同様、日清戦争、日露戦争、日支事変（日中戦争）、大東亜戦争（太平洋戦争）を経て国際安全保障環境の悪化に直面する中で展開した。しかし、米国が合衆国法典に個別の秘密保全条項を随時追加・修正したのとは異なり、この時期の日本は体系的な秘密保全の一般法を随時整備していった。明治期に限れば、秘密保全の対象は軍事分野に限定され、軍機保護法が対象とする軍事秘密の種類・範囲も秘密指定の方法も形式的にはかなりの程度明確であった。しかし、総力戦に準備するため、体系的な一般法として国防保安法が制定され、鍵となる「国家機密」概念が広範で曖昧であったため濫用を招いてしまった。結局、総力戦に直面して、日本は「秘密保全の要請」を「民主制の制約」

に優先させたのであり、このことは当時の民主制の破綻を象徴したといえる。

4. 日本国憲法体制下における秘密保全法制史の概略

先の大戦に敗北した日本は連合国に軍事占領され、その結果、旧憲法下の秘密保全法制は全て1945年（昭和20年）10月13日の国防保安法廃止等ニ関スル件（昭和20年勅令第568号）により廃止された。戦後の秘密保護法制は1947年（昭和22年）の国家公務員法が制定され、その第百条に守秘義務が置かれたことにより始まった。翌1948年（昭和23年）には同法に守秘義務違反の罰則が定められた（同法第百九条第12項、第百十条第18項、第百十一条）。一方、同年、「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」が制定された。

わが国は1952年（昭和27年）、サンフランシスコ講和条約が発効して主権を回復した一方、同時に発効した日米相互防衛援助協定によって米国に依存した形で自国の安全を維持することとした。翌1953年（昭和28年）には、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（以下、「MDA 刑事特別法」）が定められ、同第6条に駐留米軍基地・部隊に関する「合衆国軍隊の機密を犯す罪」が置かれた。また、1954年（昭和29年）6月9日、日米相互防衛援助協定等に関する秘密保護法（以下、「秘密保護法」）を制定し、その中に米軍が日本に供与した装備品等に関する「特別防衛秘密」（同法第一条、三条、五条）を設けた。そして同日、自衛隊法により「特別防衛秘密」を除く秘密情報の分類として「防衛秘密」とそれに関する刑罰が定められた（第96条第2項及び別表）。

戦後の秘密保全法制は国家公務員法等を除けば、防衛・軍事分野に集中しており、一般法ではなく、個別法のなかに秘密保全条項を設けることで展開してきた。しかも、敗戦・占領の経緯から、米軍関連の秘密保全法制

がまず整備され、それを前提として自衛隊法が制定されるという特異な形をとった。この点、米軍関係の秘密漏洩罪の最高刑が懲役10年であるのに対して、自衛隊法では5年、国家公務員法等では1年となっていることから窺える。穿った見方すれば、これらの規定の背景には、日本が安全保障で米国に依存している状態では、わが国には米国と比して重要な保全すべき軍事情報は存在しないと前提があったと言えよう。

しかし、こうした前提は国際安全保障環境が悪化すると日米間で秘密情報を共有する必要、とりわけ日本が米国によって与えられた秘密情報を漏洩しないまたは米国がそうした漏洩はないと認識する必要が出てくる。ところが、1970年代末から冷戦は再び緊張の度を深めるなか、1980年1月、ソ連軍の情報機関である参謀本部情報総局（GRU）が日本の自衛隊諜報中枢にエージェントを送った宮永スパイ事件が起きた。こうして次第に危機感を強めた当時の自民党政権は秘密保全に関する体系的な一般法を制定しようと、1985年（昭和60年）、「国家秘密に関するスパイ行為等の防止に関する法律案」（以下、「スパイ防止法案」）を国会に提出した（第102国会、衆法30号）。結局、これは廃案となったが、その条文はかつての国防保安法における「国家機密」や今回の「秘密保全法案」における「特別秘密」を彷彿させるものがある。

「スパイ防止法案」は「外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする」（同法案第一条）とし、「国家機密」を「防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないもの」（同法案第二条）⁽³¹⁾と定義した。同条別表に挙げられた事項は防衛と外交の二分野に限定されており、前者は基本的に自衛隊法上の「防衛秘密」と「秘密保護法」上の「防衛特別秘密」と同じであるから、新たに加えられたのは後者の事項（①外交上の方針②外交交渉の内容③外交上必要な外国に関する情報④外交上の通信に用いる暗号）である。

また、「スパイ防止法案」は外国への国家秘密の通報・漏洩に対して、

「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた」場合には最高刑を死刑とする一方（同法案第四条）、外国に秘密漏洩する目的がなくとも、「不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者」に10年以下の懲役（同第七条第1項）、目的の有無・如何に係らず国家機密を漏洩した業務取扱者に最高で懲役10年また5年（同条第2項）、さらにこうした漏洩の「予備又陰謀をした者」や「教唆し、又は扇動した者」に最高で懲役7年（同第十一条第1項～第5項）を科するなどとした。つまり、「スパイ防止法案」は国家公務員に対しては国家公務員法等により最高刑で懲役1年以下であった外交秘密に関する守秘義務違反に対して最高刑を死刑とする厳罰化を求めたのであった。また、民間の業務取扱者に対しても新たに同様の厳罰を科すること求めたのであった。

「スパイ防止法案」が廃案となって以降、2001年（平成13年）の自衛隊法改正で防衛秘密の漏洩に関して、「防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする民間人」（自衛隊法第九六条第2項3）も処罰の対象に加えられたが、基本的にはわが国の秘密保全法制に変化はなかった。その後、9・11同時多発テロ、アフガン反テロ作戦、イラク攻撃・占領を経て、中国が急速に著しい台頭を遂げた一方、米国が相対的な凋落を経験するなか、わが国は厳しい安全保障環境に直面することとなり、日米同盟を強化するため軍事情報包括保護協定が結ばれ、「秘密保全法案」が準備された。

「秘密保全法案」は体系的な一般法である点で「スパイ防止法案」とその特徴を同じくするが、前者の「特別秘密」は後者の「国家秘密」には含まれなかった「公共安全及び秩序の維持に関する情報」をも含み且つ秘密漏洩又はその未遂に対して、目的を問うことなく形式的に単に秘密指定された情報の漏洩があれば処罰可能となっている。つまり、確かに後者の最高刑は死刑である一方、前者の最高刑は懲役10年となっているが、前者の処罰対象の方が格段広範であるという意味では、戦前の「国防保安法」と基本的な発想の点で共通している。

5. 今後の秘密保全法制整備における課題

ここまで本稿では、今次の「秘密保全法案」に関して、その背景・必要性や争点を概観した上で、その鍵概念である「特別秘密」に焦点を合わせて比較法制史的な観点から分析を行ってきた。比較の対象とし、米国、戦前の日本、戦後の日本の秘密保全法制を取り上げた。

三つのケースに共通する点は、秘密保全法制の発展パターンが軍事分野の秘密指定対象に限定された形で始まり、国際安全保障環境が悪化すると非軍事（国家戦略・外交、経済・産業、公安など）分野に広範に拡大する傾向が明らかに存在することである。米国とその影響を強く受けた戦後の日本では、秘密保全のための一般法は存在せず、個別法の中に秘密保全条項を設けることで対処してきた。他方、大陸法の影響を強く受けた戦前の日本は体系的な一般法を順次整備することで対処した。近年の秘密保全法制強化における注目すべき日米間の差異は、米国が依然として全く体系的な一般法を考慮せず、個別条項の中に包括的な秘密の定義を設けようと志向してきた一方、日本は戦前に倣って体系的な一般法の制定を模索してきたことである。この点に関しては、表2「日米の秘密保全法制の展開」を参照していただきたい。

一概に大陸法的なアプローチの方が優れているか否かは即断できないが、民主制の下における秘密保全法制の強化という視点から捉えると、安易にこの分野で一般法を志向するのは避けるのが賢明であろう。確かに、一般法の方がより体系的に包括的な秘密保全を可能とするであろうが、そのために秘密の定義・規定が曖昧且つ広範になり、濫用を招く危険がある。その結果、民主制に必須である「知る権利」や「報道の自由」を侵すおそれが多分にある。とすれば、「秘密保全の要請」は極力満たされねばならないとはいえ、それは「民主制の制約」を受け入れた上で行うのが原則であろう。もっとも、国際安全保障環境が極端に悪化したり、憲法体制の維持が危ぶまれたりする状況に直面する場合は、一時的にそうした原則を逸脱

表2 「日米の秘密保全法制の展開」

(米国)	(日本一戦前)	(日本一戦後)
1911年 刑事スパイ法	1869年 (明治2年) 出版条例	1947年 (昭和22年) 国家公務員法
1917年 スパイ法	1899年 (明治32年) 要塞地帯法	1948年 (昭和23年) 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律
1938年 スパイ法 (改正)	軍機保護法	MDA 刑事特別法
1946年 原子力エネルギー法	▲ 陸軍軍機保護法施行規則	秘密保護法
1951年 発明秘密法	海軍軍機保護法施行規則	自衛隊法
1954年 原子力エネルギー法 (改正)	1907年 (明治40年) 刑法	スパイ防止法案
(各種秘密保全条項の整備)	1908年 (明治41年) 陸軍刑法	2001年 (平成13年) 自衛法 (改正)
	海軍刑法	2012年 (平成24年) 秘密保全法案 (未提出)
	1937年 (昭和12年) 軍機保護法 (改正)	
	1938年 (昭和13年) 国家総動員法	
	1939年 (昭和14年) 軍用資源秘密保護法	
2001年 秘密情報保護法案	1941年 (昭和16年) 国防保安法	

(筆者作成)

することも全く排除すべきではないが、近年の状況はそうした段階には達していないのは明らかであると思われる。

したがって、民主党政権が今次「秘密保全法案」の準備に及んだ直接の引き金が2009年秋の海上保安庁尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件であったことを想起すると、この事案に対する対処としては国家公務員法等を強化するのが妥当であろう。さらに、今後の指針としては、既存の刑法二三五条の窃盗罪、刑法第一三〇条住居侵入罪、電気通信事業法、有線電気通信法、電波法、不正アクセス禁止法、外国為替及び外国貿易法、不正競争防止法などを個別に必要な改正を施して秘密保全を強化するのが望ましい。確かに、こうした立法プロセスは煩雑で時間とエネルギーを要するが、立法府が個別分野で具体的に秘密指定の範囲・対象を検討することができる。もちろん、個別秘密条項の網で新手の秘密漏洩の事案に対処できない可能性はあるが、それは民主制のコストとして受け入れるしかあるまい。

(註)

- (1) 有識者会議、「秘密保全のための法制の在り方について」(報告書)、2011年8月、<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jouhouhozen/dai3/siryou4.pdf>>、2011年9月10日アクセス。
- (2) 『讀賣新聞』2011年10月7日。『産経新聞』2012年3月19日。
- (3) 『産経新聞』2012年3月20日。
- (4) 例えば、防衛秘密に関しては、2000年のボガチョンコフ事件(駐日ロシア大使館の駐在武官が海上自衛隊三佐に対して行ったスパイ活動)、2004年のファイル共有ソフトによる情報漏洩、2005年の一等空佐の情報リーク事件(中国海軍の潜水艦が事故のため南シナ海で航行不能であったと同年5月31日の『読売新聞』朝刊に報道)、2007年のイージス艦情報漏洩などがある。公安分野の秘密に関しては、2010年の警視庁国際テロ捜査情報流出事件、同年の海上保安庁尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件などがある。
- (5) わが国はGSOMIAを北大西洋条約機構(2010年6月)と、フランス(2010年11月)との間に締結した。また、韓国とのGESOMIAは締結を待つばかりとなり、現在、英国とも締結に向けた交渉を行っている。
- (6) 拙著『軍事情報戦略と日米同盟—C4ISRによる米国支配』芦書房、

2004年，第3章。拙著『軍事技術覇権と日本の防衛一標準化による米国の攻勢』芦書房，2008年，150頁-152頁。

- (7) 内閣官房「情報と情報保全」，2010年5月，12頁。
- (8) 「秘密保全法案」は当然準備されたと推定されるが，国会に提出されなかったため，条文は公開されていない。そのため本稿では，その骨子となったと推定される「報告書」を用いて分析する。
- (9) 「秘密保全のための法制の在り方について」，前掲，2011年8月，3頁。
- (10) 同上，14頁-19頁。なお，秘密漏洩に対する刑罰の上限が懲役10年であることは一部の例外を除いて概ね主要国の諸例に倣っている。「秘密保全の在り方に関する有識者会議」，第二回説明資料，2009年8月24日 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hozen/090824/siryou.pdf#search=>我が国の現行法制・諸外国の制度の外観>，2012年9月10日アクセス。
- (11) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条3及び4によれば，特別防衛秘密とは，次に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書，図画又は物件で，公になつていないものをいう。
- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき，アメリカ合衆国政府から供与された装備品（船舶，航空機，武器，弾薬その他の装備品及び資材）等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作，保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
 - 二 日米相互防衛援助協定等に基づき，アメリカ合衆国政府から供与された情報で，装備品等に関する前号イからハマまでに掲げる事項に関するもの
- (12) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第六条に関する別表によれば，合衆国軍隊の機密は次に関するものと規定されている。
- 一 防衛に関する事項
 - イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 部隊の隷属系統，部隊数，部隊の兵員数又は部隊の装備
 - ハ 部隊の任務，配備又は行動
 - ニ 部隊の使用する軍事施設の位置，構成，設備，性能又は強度
 - ホ 部隊の使用する艦船，航空機，兵器，弾薬その他の軍需品の種

類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ 編制又は装備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ 軍用通信の内容

ハ 軍用暗号

- (13) 自衛隊法第九六条2に関する別表によれば、防衛秘密は次に関するものであると規定されている。

別表第四 (第九六条の二関係)

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。

第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

- (14) 『産経新聞』、2012年5月4日。

- (15) <<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120111.html>>、2012年9月10日アクセス。

- (16) <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2012/2012_2.html>、2012年9月10日アクセス。

- (17) 『讀賣新聞』2012年3月20日。

- (18) 米国の刑事裁判においては不必要な秘密情報の開示を認めない秘密情報保護法(CIPA: Classified Information Protection Act)がある。

- (19) <<http://www.pressnet.or.jp/statement/pdf/himituhozen.pdf>>、2012年

9月10日アクセス。

- (20) 有識者会議「報告書」, 前掲, 5頁～6頁。
- (21) 『産経新聞』2012年5月4日。
- (22) 同上。
- (23) 有識者会議「報告書」, 前掲, 17頁。
- (24) “Developments in the Law: The National Security Interest and Civil Liberties”, *Harvard Law Review*, Vol. 85, No. 6, April, 1972, pp. 1192-1194.
- (25) Jennifer K. Elsea, “Protection of National Security Information”, CRS Report for Congress, June 30, p. 2, 2006 (RL33502) <<http://www.fas.org/sgp/crs/secretcy/RL33502.pdf#search=Jennifer%20K.%20Elsea,%20%20Protection%20of%20National%20Security%20Information,%20CRS%20Report%20for%20Congress>,>2012年9月10日アクセス。
- (26) 合衆国法典の検索については, <<http://www.law.cornell.edu/uscode/text>>を参照した(2011年9月10日アクセス)。また, 要約資料に関しては, 内閣官房「情報保全の在り方に関する有識者会議」, 「情報と情報保全—我が国の現行法制度と諸外国の制度の概観」(配布資料), 5頁-6頁<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hozen/090824/siryuu.pdf>>, 2012年9月10日アクセス。
- (27) <<http://www.fas.org/sgp/news/2000/11/wh110400.html>>2012年9月10日アクセス。
- (28) <http://www2.uni-erfurt.de/ostasiatische_geschichte/texte/japan/dokumente/18/18690622_shuppan.htm>2012年9月10日アクセス。
- (29) 伊達秋雄「軍機保護法の運用を顧みて」『ジュリスト』第59号, 1954年6月号, 8頁。
- (30) 上田誠吉「国防保安法とスパイ事件—なにが処罰されたのか」『文化評論』第298号, 1981年1月号, 108頁-109頁。
- (31) 「スパイ防止法案」第二条の別表は以下のとおりである。
- 1 防衛のための体制等に関する事項
 - イ 防衛のための体制, 能力若しくは行動に関する構想, 方針若しくは計画又はその実行の状況
 - ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備
 - ハ 自衛隊の部隊の任務, 配備, 行動又は教育訓練
 - ニ 自衛隊の施設の構造, 性能又は強度
 - ホ 自衛隊に部隊の輸送, 通信の内容または暗号

- ヘ 防衛上必要な外国に関する情報
- 2 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項
 - イ 艦船, 航空機, 武器, 弾薬, 通信機材, 電波機材その他の装備品及び資材(以下「装備品等」という。)の構造, 性能若しくは製作, 保管若しくは修理に関する技術, 使用の方法又は品名及び数量
 - ロ 装備品等の研究開発若しくは実験計画, その実施の状況又はその成果
- 3 外交に関する事項
 - イ 外交上の方針
 - ロ 外交交渉の内容
 - ハ 外交上必要な外国に関する情報
 - ニ 外交上の通信に用いる暗号

(参考資料)

奥平康弘(監修)『軍機保護法, 軍機保護法要義, 国防と写真撮影』, 言論統制文献資料集成第189巻, 日本図書センター, 1992年。

——『問答式国防保安法早わかり—国防保安法関連法令逐条便覧並積義』, 言論統制文献資料集成第19巻, 同上。

社会問題資料研究会(編)『(第76回帝国議会)国防保安法に関する議事速記録並委員会議録(上)(下)』東洋文化社, 1978年。